

# 2024年 J M基金 募集要項

2024年4月吉日  
公益財団法人公益推進協会

## 目的

J M基金は、子どもの心と体の健やかな成長を願い、子どもたちの未来を応援しています。子どもの創造的で文化的な表現活動、子どもの夢や願いの実現をサポートする活動など、子どもたちが自らの力で未来を切り開いていく活動を支援する団体に対して助成を行います。

※「子どもの貧困」を解決するための活動は浅井スクスク基金で応募してください。

## 助成額

※補助率等の制限はありません。

1件あたり **50万円**以内

※1団体の応募は1件までです。「浅井スクスク基金」との同時応募はできません。

助成事業の活動内容や対象者等を考慮し、基金を選択した上で応募してください。

## 助成件数

**20**件程度

## 募集期間

**2024年4月3日(水)～2024年5月27日(月)** (※Googleフォームにて受付 **17:00**締切)

## 助成対象

(1) 助成対象団体 以下の要件を全て満たしている団体

① NPO法人、社団法人、財団法人等、法人設立から1年以上の活動実績のある非営利法人

※国、地方自治体、宗教法人、個人、任意団体、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。

② これまでにも子どもやその家族を対象にした事業を行っている団体

(2) 助成対象事業

**応募団体自らが企画・主催する日本国内における子どもの心と体の健やかな成長を図る活動**

(自然・科学体験、職業体験、多世代や多文化の交流、社会奉仕体験、文化芸術・スポーツ等)

(3) 助成対象期間 2024年7月1日～2025年6月30日(期間内であれば、実施回数や時期は問いません)

(4) 対象経費 助成金の用途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

①消耗品費、備品費、食材等購入費 ※備品費は助成申請額の40%以下

②広告宣伝費(ポスター・チラシ等の作成費、印刷費等) ③賃借費(レンタカー、会場費等)

④旅費、交通費 ⑤事業を行うための特別な人件費 ※通常の人件費は不可

⑥通信費(郵便料金、宅配等)

⑦そのほか(上記に該当しない必要経費) ※委託費は助成申請額の30%以下とし、特殊技能や免許等が必要な専門性の高い作業であり、自団体ではできない業務に限ります。

## 応募方法

応募フォーム（ <https://forms.gle/5Ci2UF6rKfK5FFJZ6> ）に下記書類を添付し、ご応募ください。

※応募には、Googleアカウントが必要となりますので、事前にご用意ください。

① 申請補助資料（助成実績・収支概要）

※当財団ホームページ（ <https://kosuikyo.com/> ）よりダウンロードしてください。

② 定款

③ 前年度（2023年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書

④ 本年度（2024年）の予算書と事業計画書

⑤ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

⑥ 企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など） 【提出は任意】

※③④の書類は団体で承認済の最新版を提出してください。

（承認が間に合わない等の理由で添付できない場合は、2022年度の決算書・事業報告書、2023年度の予算書・事業計画書、2024年度の予算書・事業計画書（案）を提出してください。）

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

### □選考及び結果通知

#### （1）選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

#### （2）結果通知

2024年6月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

■選考基準 ※必ずしも下記すべてに当てはまる必要はありませんが選考の際に重視します。

- ① **斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できる事業であるか**
- ② **子どもの夢や願いの実現をサポートし、子どもたちが自らの力で未来を切り開くための支援事業であるか**
- ③ 本申請事業の収支が費用対効果の視点を加味した構成であるか
- ④ 本申請事業が当助成を受けることで実現可能になるものであるか（当助成の必要性）
- ⑤ 組織全体は適切に経営されている団体であるか

### □助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

### □助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・ホームページ等）に、「公益財団法人公益推進協会 JM基金による助成事業」であることを明記してください。
- ・助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。

- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を Google フォームにて提出してください。
  - ① 助成事業報告書（指定書式）
  - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
  - ③ 【公表版】活動報告（当財団 HP 等に掲載します。公表可能な資料としプライバシーに配慮し作成してください。）
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

#### □助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 JM基金担当

E-mail : [oubo@kosuikyo.com](mailto:oubo@kosuikyo.com)

(件名は「【問合せ】JM基金\_団体名」とし、メールにて問い合わせてください)

